川崎市告示第570号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和8年 10 月 21 日

川崎市長　福 田 紀 彦

1　形質変更時要届出区域の所在地
　川崎市川崎区夜光一丁目3番 1 の一部（別図のとおり）

2　土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
　砒素及びその化合物

3　土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
　該当なし

4　土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第 58 条第5項第 10 号から第 13 号までの該当の有無
　土壌汚染対策法施行規則第 58 条第 5 項第 12 号に該当する